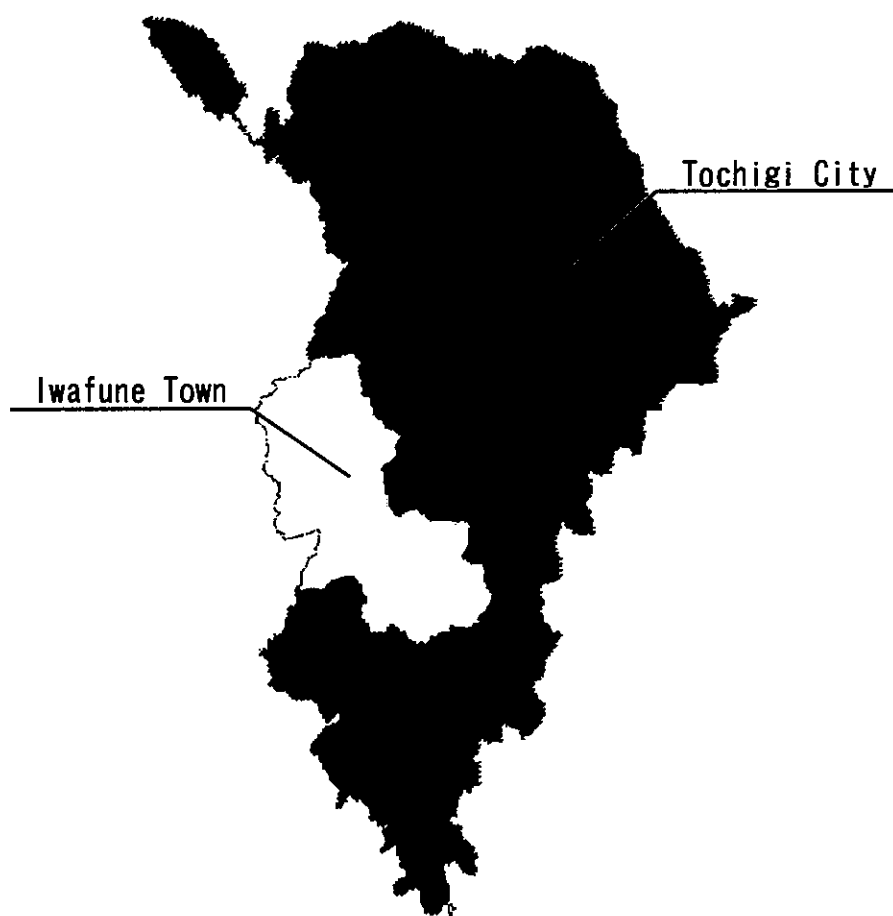


第6回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ③



日時：平成24年7月20日（金）午後2時00分

会場：栃木市栃木保健福祉センター2階大会議室

目 次

(1) 協議事項

協議第 2 1 号	合併協定項目 2 5 - 5	納税関係事業について P	1
協議第 2 2 号	合併協定項目 2 5 - 7	交通関係事業について P	8
協議第 2 3 号	合併協定項目 2 5 - 8	窓口業務について P	1 2
協議第 2 4 号	合併協定項目 2 5 - 1 0	障がい者福祉事業の取扱いについて	P 1 5
協議第 2 5 号	合併協定項目 2 5 - 1 5	その他の福祉事業について . . P	2 8
協議第 2 6 号	合併協定項目 2 5 - 1 6	健康づくり事業について . . . P	3 3
協議第 2 7 号	合併協定項目 2 5 - 1 7	ごみ収集運搬業務事業について	P 3 6
協議第 2 8 号	合併協定項目 2 5 - 1 8	環境対策事業について P	4 1
協議第 2 9 号	合併協定項目 2 5 - 2 8	青少年健全育成事業について . P	4 9
協議第 3 0 号	合併協定項目 2 5 - 2 9	男女共同参画事業について . . P	5 4

協議第 2 1 号

合併協定項目 2 5 - 5 納税関係事業について

納税関係事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 7 月 2 0 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 5 納税関係事業
調整方針	1 原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。 2 督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。 3 コンビニ収納については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-5 納税関係事業		関係項目	1 標識弁償金
調整の方針		原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。			
現 況					
栃 木 市		岩 舟 町			
○原動機付自転車等標識弁償金 200円		○原動機付自転車等標識弁償金 200円			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5 - 5 納税関係事業	関係項目	2 督促手数料
調整の方針	督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
○督促手数料	1 0 0 円	○督促手数料	7 0 円
		具体的な調整内容 適正な費用負担の観点から栃木市の例により合併時に統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25～5 納税関係事業	関係項目	3 コンビニ収納
調整の方針	コンビニ収納については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
・目的 納税者の利便性に配慮し、市税等のコンビニ収納を行う。 ・概要 平成 22 年度から軽自動車税のコンビニ収納を行い、平成 24 年度から全税目のコンビニ収納を行う。 ・取扱件数等（平成 23 年度軽自動車税のみの実績） 課税件数 45,022 件 納期内納付 36,799 件 コンビニ納付件数 7,556 件	・目的 納税者の利便性に配慮し、町税等のコンビニ収納を行う。 ・概要 平成 18 年度から軽自動車税のコンビニ収納を行っている。 ・取扱件数等（平成 23 年度軽自動車税のみの実績） 課税件数 8,071 件 納期内納付 5,428 件 コンビニ納付件数 1,420 件		
		具体的な調整内容 納税者の利便性に配慮し 栃木市の例により合併時に 統合する。	

●関係法令

【督促手数料関係】

1. 地方税法

(市町民税に関する督促一法第 329 条)

納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村民税に係る地方公共団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りではない。

(市町村民税に係る督促手数料一法第 330 条)

市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。

(固定資産税に係る督促一法第 371 条)

納税者が納期限までに固定資産税に係る地方公共団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りではない。

(固定資産税に係る督促手数料一法第 372 条)

市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。

2. 国民健康保険法

(地方税法の準用一法第 78 条)

保険料その他この法律の規定による徴収金については、地方税法の規定を準用する。

3. 介護保険法

(地方税法の準用一法第 143 条)

保険料その他この法律の規定による徴収金については、地方税法の規定を準用する。

4. 高齢者の医療の確保に関する法律

(地方税法の準用一法第 112 準用)

保険料その他この章の規定による徴収金については、地方税法の規定を準用する。

県内各市の督促手数料一覧

市 名	手 数 料 額
宇 都 宮 市	なし
足 利 市	100円
佐 野 市	100円
鹿 沼 市	70円
日 光 市	100円
小 山 市	50円
真 岡 市	100円
大 田 原 市	100円
矢 板 市	100円
那須塩原市	なし
さ くら 市	100円
那須烏山市	100円
下 野 市	100円

先進事例

1 標識弁償金に関すること

- 佐野市（平成17年2月28日合併）

標識弁償金については、合併時に佐野市の制度を適用する。

- さくら市（平成17年3月28日合併）

標識弁償金については、合併時まで調整するものとする。

- 日光市（平成18年3月20日合併）

標識紛失時の弁償金については、今市市及び栗山村の制度に統一する。

- 大田原市（平成17年1月1日合併）

標識の紛失弁償金については、合併時に大田原市の制度に統一するものとする。

2 督促手数料に関すること

- 佐野市（平成17年2月28日合併）

督促手数料については、合併時に佐野市の制度を適用する。

- さくら市（平成17年3月28日合併）

督促については、現行のとおり実施するものとする。

- 下野市（平成18年1月10日合併）

督促手数料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 那須塩原市（平成17年1月1日合併）

督促手数料については、合併時から徴収しない。

3 コンビニ収納事務に関すること

- 佐野市（平成17年2月28日合併） 合併後導入

- さくら市（平成17年3月28日合併） 合併後導入

- 下野市（平成18年1月10日合併） 合併後導入

- 那須塩原市（平成17年1月1日合併） 合併後導入

協議第 2 2 号

合併協定項目 2 5 - 7 交通関係事業について

交通関係事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 7 月 2 0 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 7 交通関係事業
調整方針	1 交通安全計画については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 交通安全対策については、次のとおりとする。 (1) 交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。 (2) 交通指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。 3 バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-7 交通関係事業		関係項目	1 交通安全計画
調整の方針		交通安全計画については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現 況					
栃 木 市		岩 舟 町			
○ 栃木市交通安全計画 (計画期間) 平成23年度～平成27年度		○ 岩舟町交通安全計画 該当なし			
		具体的な調整内容 栃木市のみの制度で、新市において適用していくため、栃木市の例により合併時に統合する。			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-7 交通関係事業		関係項目		2 交通安全対策	
調整の方針		交通安全対策については、次のとおりとする。 (1) 交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。 (2) 交通指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。					
		現 況					
		栃 木 市		岩 舟 町			
○ 交通教育指導員 児童・高齢者等に対する交通安全教育の実施。 交通安全に関する広報活動の推進。 ・任期 1年 ・交通教育指導員数 1人 ・報酬 月額 165,600円 ・委嘱 75歳未満の者				○ 交通教育指導員 該当なし		栃木市のみの制度で、新市において適用していくため、栃木市の例により合併時に統合する。	
○ 交通指導員 児童・生徒の登校時の安全な誘導 ・任期 2年 ・交通指導員数 56人 ・報酬 月額 47,000円 ・委嘱 75歳以下の者				○ 交通指導員 児童・生徒の登校時の安全な誘導。 ・任期 2年 ・交通指導員数 6人 ・報酬 月額 44,000円 ・委嘱 70歳以下		年齢制限等に差異があるため、栃木市の例により合併時に統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-7 交通関係事業		関係項目		3 バス運行事業	
調整の方針		バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。					
		現		況			
		栃 木 市		岩 舟 町			
○ コミュニティバス運行事業		○ コミュニティバス運行事業		○ コミュニティバス運行事業		新市において見直す必要があることから、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	
【目的】 高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消を目指して、コミュニティバスを運行する。		【目的】 高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消を目指して、コミュニティバスを運行する。		該当なし			
【内容】 新生栃木市の各地域間を結ぶ定時定路線バスで、平成26年3月まで試行運行を実施し本格運行を目指す。		【内容】 新生栃木市の各地域間を結ぶ定時定路線バスで、平成26年3月まで試行運行を実施し本格運行を目指す。		○ デマンドタクシー運行事業		新市において見直す必要があることから、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	
・平成23年10月～寺尾線・市街地循環線・市街地北部循環線・部屋線		・平成23年10月～寺尾線・市街地循環線・市街地北部循環線・部屋線		該当なし			
・平成24年4月～大宮国府線・皆川樋ノ口線・藤岡線・真名子線・金崎線		・平成24年4月～大宮国府線・皆川樋ノ口線・藤岡線・真名子線・金崎線		○ デマンドタクシー運行事業		新市において見直す必要があることから、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	
○ デマンドタクシー運行事業		○ デマンドタクシー運行事業		○ デマンドタクシー運行事業		新市において見直す必要があることから、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	
【目的】 高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消を目指して、デマンドタクシーを運行する。		【目的】 高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消を目指して、デマンドタクシーを運行する。		該当なし			
【内容】 予約制の乗合タクシーで、ワンボックス車両等を利用し、新市全域において、自宅等の玄関から目的地の玄関まで送迎するドアツードア方式により、平成26年3月まで試行運行を実施し本格運行を目指す。		【内容】 予約制の乗合タクシーで、ワンボックス車両等を利用し、新市全域において、自宅等の玄関から目的地の玄関まで送迎するドアツードア方式により、平成26年3月まで試行運行を実施し本格運行を目指す。		○ 老人福祉センター団体送迎バス運行事業		新市において見直す必要があることから、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	
○ 老人福祉センター団体送迎バス運行事業		○ 老人福祉センター団体送迎バス運行事業		○ 老人福祉センター団体送迎バス運行事業		新市において見直す必要があることから、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	
【目的】 老人福祉センター等の団体利用者の移動手段の確保及び利便性の向上を目的として、団体送迎バスを運行する。		【目的】 老人福祉センター等の団体利用者の移動手段の確保及び利便性の向上を目的として、団体送迎バスを運行する。		該当なし			
【内容】 利用対象者は、市内在住者で10人以上25人以下の団体。対象施設は、泉寿園、長寿園、福寿園、ゆうゆうプラザ、渡良瀬の里。		【内容】 利用対象者は、市内在住者で10人以上25人以下の団体。対象施設は、泉寿園、長寿園、福寿園、ゆうゆうプラザ、渡良瀬の里。		○ 老人福祉センター団体送迎バス運行事業		新市において見直す必要があることから、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	

協議第 2 3 号

合併協定項目 2 5 - 8 窓口業務について

窓口業務について、協議を求める。

平成 2 4 年 7 月 2 0 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 8 窓口業務
調整方針	1 窓口業務及び支所・出張所等の業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。 2 昼休み・延長窓口等については、合併時は現行のとおりとし、合併後 1 年以内に再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-8 窓口業務		関係項目	
調整の方針		1 窓口業務及び支所・出張所等の業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。 2 昼休み・延長窓口等については、合併時は現行のとおりとし、合併後1年以内に再編する。			
		現 況			
		栃 木 市		岩 舟 町	
○窓口業務 【本庁】 市民生活課、市民税課、資産税課、収税課、保険医療課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。 【総合支所】 生活環境課、税務課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。		○窓口業務 【本庁】 住民生活課、税務課、保険児童課、健康福祉課において各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。		具体的な調整内容 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。	
○支所・出張所 寺尾・国府の各支所及び、大宮・皆川・吹上・部屋・真名子の各出張所において、各種申請届出の受付及び証明書の交付等を行っている。 ○郵便局 赤津郵便局へ、戸籍証明・住基証明・納税証明の発行業務を委託している。		○支所・出張所 支所・出張所はない。 ○郵便局 郵便局に委託している業務はない。			
				支所・出張所等の窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○昼休み・延長窓口 【本庁】 市民生活課、資産税課、収税課、保険医療課 昼休み時間（12:00～13:00）及び延長窓口（17:15～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 【大平・藤岡総合支所】 生活環境課、税務課 昼休み時間（12:00～13:00）及び金曜日に延長窓口（17:15～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 【都賀総合支所】 生活環境課、税務課 昼休み時間（12:00～13:00）及び第2・第4金曜日に延長窓口（17:15～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。 【西方総合支所】 生活環境課、地域まちづくり課 昼休み時間（12:00～13:00）及び月曜日（休日の場合は火曜）に延長窓口（17:15～20:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。※延長窓口は予約制	○昼休み・延長窓口 【本庁】 市民生活課、税務課 昼休み時間（12:00～13:00）及び金曜日に延長窓口（17:15～19:00）を開設し、住民の利便性向上を図る。	昼休み・延長窓口については、住民サービスの低下にならないよう合併時は現行のとおりとし、合併後の利用状況等を勘案の上合併後1年以内に再編する。
○繁忙期特別対応 【本庁】 市民生活課、市民税課、資産税課、収税課、保険医療課 住民異動が多い3月、4月の土曜日に本庁において窓口を開設し、住民の利便性向上を図る。	○繁忙期特別対応 該当なし	繁忙期特別対応については、現行のとおりとする。

協議第 2 4 号

合併協定項目 2 5 - 1 0 障がい者福祉事業の取扱いについて

障がい者福祉事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 7 月 2 0 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 0 障がい者福祉事業
調整方針	1 障害者自立支援法に係る事業については、合併時に統合する。ただし、事業内容が全く同一の事業については、現行のとおり新市において継続し、障がい者相談支援に関すること及び地域活動支援センター事業に関することは、合併後、2 年以内に再編する。 2 市町が独自に行う障がい者福祉事業は、合併時に統合する。ただし、福祉タクシー料金助成事業に関することは、合併後に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-10 障がい者福祉事業	関係項目 1 障害者自立支援法に関する事業
調整の方針	障害者自立支援法に関する事業については、合併時に統合する。ただし、事業内容が全く同一の事業については、現行のとおり新市において継続し、障がい者相談支援に関すること及び地域活動支援センター事業に関するものは、合併後、2年以内に再編する。	
	現 況	具体的な調整内容
	栃 木 市 ○自立支援医療（更生医療）給付事業に関すること 【目的】 身体障害者福祉法に規定する身体障害者のうち、自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、行われる必要な医療を給付する。 【概要】 ・対象者 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の身体障がい者 ・給付内容 各医療保険制度による医療費と入院時食事療養費のうち、本人が直接負担する部分について、世帯の収入・課税状況に応じ定められた額を控除したものを給付する。 ・費用徴収 自立支援医療費支給認定通則実施要綱に基づき、自己負担額を決定する。なお、重度心身障がい者医療費助成制度に該当しない、身体障害者手帳3級以下の申請者にかかる自己負担分については、市で補助するため申請者の負担はない。 ・公費負担割合 国庫負担金 1/2 県負担金 1/4	岩 舟 町 ○自立支援医療（更生医療）給付事業に関すること 【目的】 身体障害者福祉法に規定する身体障害者のうち、自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、行われる必要な医療を給付する。 【概要】 ・対象者 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の身体障がい者 ・給付内容 各医療保険制度による医療費と入院時食事療養費のうち、本人が直接負担する部分について、世帯の収入・課税状況に応じ定められた額を控除したものを給付する。 ・費用徴収 自立支援医療費支給認定通則実施要綱に基づき、自己負担額を決定する。 ・公費負担割合 国庫負担金 1/2 県負担金 1/4 栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○障がい者等訪問入浴サービス事業に関すること 【目的】 家族の介護により入浴することが困難な障害者に対し、訪問入浴サービスを提供することで身体障害者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅における家族の介護の軽減を図る。 【概要】 居宅において入浴が困難な障害者に対して、訪問入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを提供する。(介護保険の対象者を除く。) 【利用者負担】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に掲げる指定居宅サービス介護給付費単位表の訪問入浴介護費とする。	○障がい者等訪問入浴サービス事業に関すること 【目的】 家族の介護により入浴することが困難な障害者に対し、訪問入浴サービスを提供することで身体障害者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅における家族の介護の軽減を図る。 【概要】 居宅において入浴が困難な障害者に対して、訪問入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを提供する。(介護保険の対象者を除く。) 【利用者負担】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に掲げる指定居宅サービス介護給付費単位表の訪問入浴介護費とする。	栃木市の例により合併時に統合する
○身体障がい者(児)補装具の交付及び修理に関すること 【目的】 身体障がい者(児)の身体上の障がいによって日常生活や職業生活をしやすいとする。 【概要】 ・内容 身体障がい者(児)に対する補装具の交付とその修理にかかる費用の助成 ・対象者 補装具費支給が適と認められた身体障がい者(児) ・補装具種目 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置等 ・費用負担 費用の1割を自己負担とする。申請者が未成年の場合は同一世帯全員、成人の場合は本人及び配偶者のみの収入・課税状況により自己負担上限額を決定する。なお、この自己負担分については、市で全額を助成している。 ・公費負担割合 国庫負担金 1/2 県負担金 1/4	○身体障がい者(児)補装具の交付及び修理に関すること 【目的】 身体障がい者(児)の身体上の障がいを補って日常生活や職業生活をしやすいとする。 【概要】 ・内容 身体障がい者(児)に対する補装具の交付とその修理にかかる費用の助成 ・対象者 補装具費支給が適と認められた身体障がい者(児) ・補装具種目 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置等 ・費用負担 費用の1割を自己負担とする。申請者が未成年の場合は同一世帯全員、成人の場合は本人及び配偶者のみの収入・課税状況により自己負担上限額を決定する。なお、この自己負担分については、町で全額を助成している。 ・公費負担割合 国庫負担金 1/2 県負担金 1/4	現行のとおり新市において継続する。

現 況		具 体的 な 調 整 内 容
栃 木 市	岩 舟 町	
○コミュニケーション支援事業に関すること 【目的】 聴覚等障がいのため、意志疎通に支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、意志疎通の円滑化を図る。 【概要】 ・派遣種類 手話通訳者 要約筆記奉仕員 ・派遣の基準 医療機関の受診、官公庁への用務、社会参加促進の学習等 【実施時期】 通年（随時） 【経費】 ・手話通訳者等に対する報償金 1 回の派遣につき、1,500 円/時（6,000 円を限度とする） ・交通費は実費（自家用車使用の場合は、30 円/km（1km 未満切捨）） ・県社協への委託料 ・手話通訳者等検診委託料	○コミュニケーション支援事業に関すること 【目的】 聴覚等障がいのため、意志疎通に支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、意志疎通の円滑化を図る。 【概要】 ・派遣種類 手話通訳者 要約筆記奉仕員 ・派遣の基準 医療機関の受診、官公庁への用務、社会参加促進の学習等 【実施時期】 通年（随時） 【経費】 ・手話通訳者等に対する報償金 1 回の派遣につき、1,500 円/時（6,000 円を限度とする） ・交通費は実費（自家用車使用の場合は、30 円/km（1km 未満切捨）） ・県社協への委託料 ・手話通訳者等検診委託料 ・手話奉仕員養成講座負担金 1 人につき 25,000 円（栃木市社会福祉協議会）	栃木市の例により合併時に統合する。
○障がい者（児）日常生活用具給付に関すること 【目的】 障がい者等に日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。 【概要】 ・対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けた障がい者（児）。ただし、品目によっては、障害の種類や程度、生活状況等の制限あり。 ・給付品目 要綱別表第 1 に定めるとおり。 ・費用負担 原則として 1 割を自己負担とする。ただし、生活保護受給者、市民税非課税の者（未成年の場合はその世帯の生計中心者が市民税非課税の者）については、自己負担を免除する。また、ストマ用装具の給付については、上記に関わらず自己負担を免除する。 ・公費負担割合 国庫負担金 1/2 県負担金 1/4	○障がい者（児）日常生活用具給付に関すること 【目的】 障がい者等に日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。 【概要】 ・対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けた障がい者（児）。ただし、品目によっては、障害の種類や程度、生活状況等の制限あり。 ・給付品目 要綱別表第 2 に定めるとおり。 ・費用負担 原則として 1 割を自己負担とする。ただし、生活保護受給者、市民税非課税の者（未成年の場合はその世帯の生計中心者が市民税非課税の者）については、自己負担を免除する。 ・公費負担割合 国庫負担金 1/2 県負担金 1/4	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		岩 舟 町	具 体的 な 調 整 内 容
栃 木 市	岩 舟 町		
○日中一時支援事業に関すること 【目的】 障がい者等の日中等における活動の場を確保することにより、介護者等の就労及び一時的な休息を保障する。 【概要】 ・対象者 介護者不在のために見守り等が必要な市内在住の障がい者等。 ・支援内容 障がい者等の宿泊を伴わない短期入所 支援時間は午前6時から午前0時まで。 食事、送迎、入浴の提供も可能。 ・利用者負担 基準単価の1割 低所得者への軽減あり 【実施時期】 通年 【経費】 日中一時支援事業委託料	○日中一時支援事業に関すること 【目的】 障がい者等の日中等における活動の場を確保することにより、介護者等の就労及び一時的な休息を保障する。 【概要】 ・対象者 介護者不在のために見守り等が必要な町内在住の障がい者等。 ・支援内容 障がい者等の宿泊を伴わない短期入所 支援時間は午前6時から午前0時まで。 食事、送迎、入浴の提供も可能。 ・利用者負担 基準単価の1割 低所得者への軽減あり 【実施時期】 通年 【経費】 日中一時支援事業委託料	栃木市の例により合併時に統合する。	
○成年後見制度利用支援事業に関すること 【目的】 認知症高齢者・知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方の権利や財産を守ることを目的とする。 【概要】 ・対象者 認知症・知的障がい・精神障がい等により判断不能な方であって、本人の代わりに審判申立てを行う四親等内の親族がいない方 ・市長が成年後見人等の審判の申し立てを行う。 ・申し立て費用や後見人等報酬金が支払えない場合は助成する。 【実施時期】 随時 【経費】 ・審判申立て費用 約 120,000 円 ・報酬助成費用 在宅 40,000 円/月 施設入所 20,000 円/月	○成年後見制度利用支援事業に関すること 【目的】 身寄りのない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方の権利や財産を守ることを目的とする。 【概要】 ・対象者 認知症・知的障がい・精神障がい等により判断不能な方であって、本人の代わりに審判申立てを行う四親等内の親族がいない方 ・町長が成年後見人等の審判の申し立てを行う。 ・申し立て費用や後見人等報酬金が支払えない場合は助成する。 【実施時期】 随時 【経費】 ・審判申立て費用 約 170,000 円 ・報酬助成費用 設定なし	栃木市の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○障がい者相談支援に関すること 【目的】 障がい者等又はその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助により、自立した日常生活を営むことができるようにする。 【概要】 障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、専門機関の紹介など。 【実施時期】 通年（随時） 【経費】 ・相談支援事業委託料 あゆみ園（6,498,000 円） 栃木市社会福祉協議会（7,871,000 円）	○障がい者相談支援に関すること 【目的】 障がい者等又はその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助により、自立した日常生活を営むことができるようにする。 【概要】 障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、専門機関の紹介など。 【実施時期】 通年（随時） 【経費】 ・相談支援事業委託料 社会福祉法人すぎのこ会（600,000 円） 岩舟町地域包括支援センター（3,000,000 円）	合併後 2 年以内に再編する。
○自立支援給付に関すること 【目的】 障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対して支給決定を行う。 【概要】 ・対象者 市内に住所のある障がい者（住所地利例による施設入所者を含む） 【実施時期】 通年 【経費】 介護給付費・訓練等給付費 消耗品費 自立支援給付費支払事務委託料 システムリース料	○自立支援給付に関すること 【目的】 障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対して支給決定を行う。 【概要】 ・対象者 町内に住所のある障がい者（住所地利例による施設入所者を含む） 【実施時期】 通年 【経費】 介護給付費・訓練等給付費 消耗品費 自立支援給付費支払事務委託料 システムリース料	現行のとおり新市において継続する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○移動支援事業に関すること 【目的】 移動が困難な障がい者等について、外出支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。 【概要】 ・対象者 外出時に適当な介護者がいない市内居住の障がい者等（ただし、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援に係る給付を受けられる者は除く） ・支援内容 医療機関受診、官公署用務、冠婚葬祭、その他社会参加 ・支援類型 個別支援、グループ支援 ・利用者負担 基準単価の1割、低所得者への軽減あり 【実施時期】 通年 【経費】 移動支援事業委託料	○移動支援事業に関すること 【目的】 移動が困難な障がい者等について、外出支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。 【概要】 ・対象者 外出時に移動の支援が必要な町内居住の障がい者等（ただし、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援に係る給付を受けられる者は除く） ・支援内容 医療機関受診（ただし緊急時に限る）、官公署用務、冠婚葬祭、その他社会参加 ・支援類型 個別支援、グループ支援 ・利用者負担 基準単価の1割、低所得者への軽減あり 【実施時期】 通年 【経費】 移動支援事業委託料	現行のとおり新市において継続する。
○障がい程度区分認定事務に関すること 【目的】 障害福祉サービスの利用を申請した者に対して、障がい程度区分認定調査を実施し、その結果に基づいて栃木市障がい程度区分審査会により障がい程度区分を認定する。 【概要】 ・対象者 栃木市が援護の実施者となる障がい者で障害福祉サービスの利用を希望する者 ・附属機関 名称 障がい程度区分審査会 目的 障害福祉サービスを利用するために必要な障がい程度区分の認定を行う。 活動状況 月2回開催。件数は1回につき10件前後。 委員の構成 医療機関関係者、障がい福祉施設関係者、障がい者団体関係者（計10人） 委員の報酬 委員（医師） 審査会1回につき20,800円 委員（その他） 審査会1回につき12,500円 障がい程度区分認定調査員1人（月額165,600円） 【費用】 障がい程度区分審査会委員報酬、障がい程度区分認定調査員報酬、主治医意見書作成手数料、消耗品等	○障がい程度区分認定事務に関すること 【目的】 障害福祉サービスの利用を申請した者に対して、障がい程度区分認定調査を実施し、その結果に基づいて岩舟町障害程度区分審査会により障害程度区分を認定する。 【概要】 ・対象者 岩舟町が援護の実施者となる障害者で障害福祉サービスの利用を希望する者 ・附属機関 名称 岩舟町障害程度区分審査会 目的 障害福祉サービスを利用するために必要な障がい程度区分の認定を行う。 活動状況 月1回開催。件数は1回につき2～5件前後。 委員の構成 医療機関関係者、障がい福祉施設関係者、保健師等（計10人） 委員の報酬 委員（医師） 審査会1回につき20,000円 委員（その他） 審査会1回につき12,000円 障がい程度区分認定調査員3人（1調査につき5,200円） 【費用】 害程度区分審査会委員報酬、障害程度区分認定調査員報酬、主治医意見書作成手数料、消耗品、郵送料等	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容
現	況		
〇身体障害者自動車運転免許取得費助成に関する事 【目的】 障害者の自動車運転免許の取得費用を助成することにより、就労、社会活動への参加等を促進する。 【概要】 ・内容 第1種普通自動車免許取得を希望する障害者に対し、自動車運転の技術及び知識の教習のための費用を助成する。 ・対象者 運転免許の取得により社会参加が見込まれる障害者とし、所得税非課税世帯又は障害者本人及び障害者と同一世帯に属する者の所得税課税額の合計が32,400円以下の者とする。 ・内容 障害者のうち、肢体不自由者であって、栃木県警察本部長の実施する運転適性検査の結果、クラッチ、ブレーキ、アクセル、その他の装置について改造された車両に限定されて、運転の適性が認められた者。あるいは聴覚障害の程度が2級又は3級であって、補聴器を使用しても音声による通常の会話ができない者。 ・助成 所得税非課税世帯に属するもの 上限18万円 その他の者 上限9万円 ・助成時期 自動車教習所において都道府県公安委員会が実施する自動車運転免許試験のうち技能試験が免除される技能検定試験に合格したとき 都道府県公安委員会が実施する技能試験に合格したとき ・公費負担割合 国庫補助金 1/2 県補助金 1/4	〇身体障害者自動車運転免許取得費助成に関する事 【目的】 障害者の自動車運転免許の取得費用を助成することにより、就労、社会活動への参加等を促進する。 【概要】 ・内容 第1種普通自動車免許取得を希望する障害者に対し、自動車運転の技術及び知識の教習のための費用を助成する。 ・対象者 運転免許の取得により社会参加が見込まれる障害者とし、所得税非課税世帯又は障害者本人及び障害者と同一世帯に属する者の所得税課税額の合計が32,400円以下の者とする。 ・内容 障害者のうち、肢体不自由及び聴覚障害の者で、運転免許試験場での運転適性検査に合格したもの。 ・助成 所得税非課税世帯に属するもの 上限18万円 その他の者 上限9万円 ・助成時期 自動車教習所において都道府県公安委員会が実施する自動車運転免許試験のうち技能試験が免除される技能検定試験に合格したとき 都道府県公安委員会が実施する技能試験に合格したとき ・公費負担割合 国庫補助金 1/2 県補助金 1/4	〇身体障害者自動車運転免許取得費助成に関する事 【目的】 障害者の自動車運転免許の取得費用を助成することにより、就労、社会活動への参加等を促進する。 【概要】 ・内容 第1種普通自動車免許取得を希望する障害者に対し、自動車運転の技術及び知識の教習のための費用を助成する。 ・対象者 運転免許の取得により社会参加が見込まれる障害者とし、所得税非課税世帯又は障害者本人及び障害者と同一世帯に属する者の所得税課税額の合計が32,400円以下の者とする。 ・内容 障害者のうち、肢体不自由者であって、栃木県警察本部長の実施する運転適性検査の結果、クラッチ、ブレーキ、アクセル、その他の装置について改造された車両に限定されて、運転の適性が認められた者。あるいは聴覚障害の程度が2級又は3級であって、補聴器を使用しても音声による通常の会話ができない者。 ・助成 所得税非課税世帯に属するもの 上限18万円 その他の者 上限9万円 ・助成時期 自動車教習所において都道府県公安委員会が実施する自動車運転免許試験のうち技能試験が免除される技能検定試験に合格したとき 都道府県公安委員会が実施する技能試験に合格したとき ・公費負担割合 国庫補助金 1/2 県補助金 1/4	現行のとおり新市において継続する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○更生訓練費及び就職支度金の支給に関すること 【目的】 就労に係る訓練等給付を利用している者、身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、又は就職等により自立する者に就職支度金を支給することにより、社会復帰の促進を図る。 【概要】 ・更生訓練費対象者 次のいずれかに該当する身体障がい者のうち利用者負担の生じない者 就労移行支援、自立訓練利用者 旧法施設支援利用者のうち更生訓練を受けている者 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者 ・就職支度金対象者 次のいずれかを利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者 就労移行支援、就労継続支援利用者 旧法施設支援利用者のうち更生訓練を終了した者 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所措置又は入所の委託をされ利用し更生訓練を終了した者 ・訓練のための経費 要綱別表のとおり 就職支度金 30,000円 ・公費負担割合 国庫補助金 1/2 県補助金 1/4	○更生訓練費及び就職支度金の支給に関すること 【目的】 就労に係る訓練等給付を利用している者、身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 【概要】 ・更生訓練費対象者 次のいずれかに該当する身体障がい者のうち利用者負担の生じない者 就労移行支援、自立訓練利用者 旧法施設支援利用者のうち更生訓練を受けている者 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者 ・就職支度金対象者 岩舟町では実施していない ・訓練のための経費 要綱別表のとおり 公費負担割合 国庫補助金 1/2 県補助金 1/4	栃木市の例により合併時に統合する。

現	況	具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○地域活動支援センター事業に関すること 【目的】 障がい者の方々に、通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供し、地域生活支援の促進を図る。 【対象者】 市内に居住する日中活動の場がない障がい等がある方で、通所できる方。 【概要】 ・施設名 【栃木市内事業所（委託）】 オーブンハウスたんぽぽ（NP0 法人蔵の街たんぽぽの会） さざなみの家（NP0 法人蔵の街ウエイブ） 【栃木市内事業所（指定管理）】 栃木市大平地域活動支援センター（社会福祉法人すぎのこ会） 栃木市藤岡地域活動支援センター（市社協） 栃木市都賀地域活動支援センター（市社協） ・作業内容 木工作業、手芸作業、園芸作業、公園清掃等	○地域活動支援センター事業に関すること 【目的】 障がい者の方々に、通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供し、地域生活支援の促進を図る。 【対象者】 町内に居住する日中活動の場がない障がい等がある方で、通所できる方。 【概要】 ・施設名 【岩舟町内事業所（委託）】 岩舟町地域活動支援センター（社会福祉法人すぎのこ会） 【町外事業所（委託）】 オーブンハウスたんぽぽ（NP0 法人蔵の街たんぽぽの会） さざなみの家（NP0 法人蔵の街ウエイブ） 佐野市地域活動支援センター（社会福祉法人ブローニエの森） ・作業内容 木工作業、手芸作業、園芸作業、公園清掃等	合併後2年以内に再編する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-10 障がい者福祉事業		関係項目	2 市町が独自に行う事業
調整の方針	市町が独自に行う障がい者福祉事業は、合併時に統合する。ただし、福祉タクシール料金助成事業に関することは、合併後に統合する。			
	現	況		
	栃木市	岩舟町		
○福祉タクシール料金助成事業に関する事 【目的】 通常の交通機関を利用することが困難な重度の心身障害者及び85歳以上の高齢者が、通院等のためタクシールを利用する場合に経費の一部(タクシール乗車1回につき、500円)を助成することにより生活圏の拡大と生活の向上を図る。 【概要】 ・対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの所持者。 65歳以上80歳未満で、月4回以上通院し、タクシールの利用を必要とする者。 80歳以上で、月1回以上通院し、タクシールの利用を必要とする者。 ・給付内容 1回の乗車につき福祉タクシール券2枚までの利用が可能。 助成額は、福祉タクシール券1枚につき500円 福祉タクシール券の交付限度枚数は年間12枚 ただし、腎機能障がい者にあつては年間24枚 ・申請に必要なもの 重度心身障害者の方 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか 65歳以上の方 生年月日が確認できるもの(健康保険証等) 申請の当月又は直近前月の通院回数を確認できるもの(病院の領収書等) ・利用できる業者 市内外のタクシール事業者 27社	○福祉タクシール料金助成事業に関する事 【目的】 通常の交通機関を利用することが困難な心身障害者及び高齢者のために、必要な交通の便を確保するとともに、その経費の一部を助成することにより、心身障害者及び高齢者の社会生活の向上を図り、もって福祉の増進に寄与する 【概要】 ・対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの所持者 年齢が満80歳以上の方 ・給付内容 1回の乗車につき福祉タクシール券1枚の利用が可能 助成額は、福祉タクシール券1枚につき基本料金(各タクシール会社により異なる) 福祉タクシール券の交付限度枚数は、月4枚(年間48枚) ・申請に必要なもの 健康保険証 印鑑 通院証明書(病院の領収証等) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか(該当者のみ) 利用できる業者 町内外のタクシール事業者 15社			
		具体的な調整内容		
		栃木市の例により合併後に統合する。		

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○特定疾患介護手当に関する事 【目的】 原因不明や治療方法が確立していない難病に罹患した者又は保護者に対し手当を支給することにより、患者並びに保護者の苦労を見舞うとともにその福祉の増進を図る。 【概要】 ・支給要件 県庁の指定する特定疾患のうち、医療費公費負担受給資格者又はその保護者に支払う。 ・支給額 月額 3,000円 ・支給月 10月・4月	○特定疾患福祉手当に関する事 【目的】 原因不明や治療方法が確立していない難病に罹患した者又は保護者に対し手当を支給することにより、患者並びに保護者の苦労を見舞うとともにその福祉の増進を図る。 【概要】 ・支給要件 県の指定する特定疾患のうち、医療費公費負担受給資格者又はその保護者に支払う。 ・支給額 月額 3,000円 ・支給月 9月・3月	栃木市の例により合併時に統合する。
○福祉電話の貸与に関する事 【目的】 外出困難な在宅の重度障がい者に対して福祉電話（聴覚障がい者はFAX）を設置することによって、当該障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図り、福祉の増進を図る。 【対象者】 現に電話を保有しない所得税非課税世帯に属する在宅の重度障がい者 【概要】 栃木市が電話加入権を所有し、電話機を無償で貸与する。毎月の電話使用料のうち、基本料金および通話料60分までを市が負担する。	○福祉電話の貸与に関する事 【目的】 外出困難な在宅の重度障がい者に対して福祉電話（聴覚障がい者はFAX）を設置することによって、当該障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図り、福祉の増進を図る。 【対象者】 所得税非課税世帯に属する、在宅の重度障害者（要綱別表第3に定めるとおり） 【概要】 用具の貸与は無償とする。貸与の期間は貸与を受けたものが当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。	栃木市の例により合併時に統合する。
○重度障がい児支援手当の支給に関する事 【目的】 重度障がい児を扶養している保護者に対して手当を支給することにより、児童の健全な育成を助長するとともに福祉の増進をはかる。 【概要】 対象者：身体障害者手帳（1～2級）又は療育手帳（重度）を所持している20歳未満の児童の保護者 手当額：対象児1人につき月額3,000円（所得制限あり）	○重度障がい児支援手当の支給に関する事 事業なし	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○知的障がい者・精神障がい者施設通所費助成に関すること 【目的】 障害者支援施設等に通所している障害者に対し、通所のために要する費用を助成することにより経済的な負担を軽減し、もって障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。 【概要】 ・対象者 市内に住所を有し、公共交通機関を利用し施設へ通所している知的・精神障がい者で次の各号のいずれかに該当するもの 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者 被支援者（18歳未満の場合は、その世帯の生計中心者）が市民税非課税の者 ・助成額 通所のための経費 当施設への通所のため最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出した額（月額9,000円を限度）	○知的障がい者・精神障がい者施設通所費助成に関すること 事業なし	栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 25 号

合併協定項目 25－15 その他の福祉事業について

その他の福祉事業について、協議を求める。

平成 24 年 7 月 20 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25－15 その他の福祉事業
調整方針	1 こども医療費助成については、現行のとおりとする。 2 重度心身障がい者医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。 3 妊産婦医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。 4 ひとり親家庭医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-15 その他の福祉事業		関係項目	1 こども医療費助成
調整の方針		こども医療費助成については、現行のとおりとする。			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業	関係項目	2 重度心身障がい者医療費助成
調整の方針	重度心身障がい者医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
【目 的】 重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、重度心身障がい者の福祉を増進することを目的とする。	【目 的】 重度心身障害者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。		
【内 容】 ・対象者 次のいずれかに該当する1歳以上の重度心身障がい者 身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A1・A2または知能指数35以下の知的障がい児 身体障害者手帳3級または4級の者で、知能指数50以下の知的障がい児	【内 容】 ・対象者 岩舟町内に住所を有し、次のいずれかに該当する1歳以上の重度心身障がい者 身体障害者手帳1級又は2級 療育手帳A1・A2または知能指数35以下の知的障害児 身体障害者手帳3級または4級の者で、知能指数50以下の知的障害児		
・助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。）	・助成額 保険診療による自己負担額から500円を控除した額（高額療養費、附加給付費は控除する。）ただし、市町村民税世帯非課税者は自己負担額を全額助成する。		
・助成方法 償還払い	・助成方法 償還払い		
・助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内	・助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内		
・費用負担 県1/2 市1/2	・費用負担 県1/2 町1/2		
		具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-15 その他の福祉事業	関係項目	3 妊産婦医療費助成
調整の方針	妊産婦医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
【目 的】 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。	【目 的】 妊産婦に対し、医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と受療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。		
【内 容】 ・対象者 栃木市の区域内に住所を有し、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの女子	【内 容】 ・対象者 岩舟町の区域内に住所を有し、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの女子		
・助成額 保険診療による自己負担額 (高額療養費、附加給付額は控除する。)	・助成額 保険診療による自己負担額から500円を控除した額 (高額療養費、附加給付額は控除する。)		
・助成方法 償還払い	・助成方法 償還払い		
・助成期間 対象妊産婦が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内	・助成期間 対象妊産婦が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内		
・費用負担 県1/2 市1/2	・費用負担 県1/2 町1/2		
		具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-15 その他の福祉事業		関係項目	4	ひとり親家庭医療費助成
調整の方針		ひとり親家庭医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。				
現 況						
栃 木 市		岩 舟 町				
【目的】 18歳到達後最初の3月31日未満の児童を扶養する配偶者のいない者と児童とを対象に医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、また経済的負担の軽減を図り対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。		【目的】 18歳到達後最初の3月31日未満の児童を扶養する配偶者のいない者と児童とを対象に医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、また経済的負担の軽減を図り対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。				
【内容】 ・助成額 保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する。） ・助成方法 償還払い		【内容】 ・助成額 保険診療による自己負担額から500円を控除した額 （高額療養費、附加給付額は控除する。） ・助成方法 償還払い				
・助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内 ・費用負担 県1/2 市1/2		・助成期間 対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内 ・費用負担 県1/2 町1/2				
		具体的な調整内容				
		栃木市の例により合併時に統合する。				

協議第 26 号

合併協定項目 25－16 健康づくり事業について

健康づくり事業について、協議を求める。

平成 24 年 7 月 20 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25－16 健康づくり事業
調整方針	「健康増進計画」については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成 27 年 3 月までに栃木市の計画を基本に再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-16 健康づくり事業	関係項目
調整の方針	「健康増進計画」については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに栃木市の計画を基本に再編する。	
	現	況
○健康21計画推進に関すること。 平成25年度中の完成を目的に、新たに「健康増進計画」の策定作業を進めている。同計画が策定されるまでの間、旧市町それぞれで策定した「健康21計画」を推進することとし、「健康まつり」の開催など各地域でさまざまな取り組みをしている。 【栃木地域】 ・栃木市健康21計画 - 目的…市民の健康意識を向上し、生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病（心疾患や脳血管疾患）の発症を予防する。 ・市民健康まつり - 主催…市民健康まつり実行委員会（健康増進課） - 健康まつりとして単独開催 【大平地域】 ・健康おおひら21プラン - 目的…町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識をもって、主体的に健康づくりに取り組み、その個人の取り組みを家庭・学校・職場・行政等が一体となって支え、地域全体で健康づくりを推進する。 ・ふれあい健康福祉まつり - 主催…健康福祉課、市社会福祉協議会大平支所 - 福祉まつりと合同での開催	○健康21計画推進に関すること。 平成13年度～22年度までの計画期間であった「第2期いきいき岩舟推進プラン」を延長し推進している。 ・第2期いきいき岩舟推進プラン（岩舟町保健計画） - 目的…住民一人ひとりが健康で暮らせる期間を長くし、生活の質を高めることにより、豊かで満足できる生涯づくりを目指す。 ・健康福祉・環境まつり - 主催…健康福祉・環境まつり実行委員会（健康福祉課、町社会福祉協議会） - まつりに住民生活課等も参加している。	具体的な調整内容 「健康増進計画」については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに栃木市の計画を基本に再編する。 健康まつりについては、合併時は現行のとおりとする。

現	況	具体的な調整内容
栃木市 【藤岡地域】 ・生涯すこやか ふじおか21プラン - 目的…町民の健康意識を向上し、生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病（心疾患や脳血管疾患）の発症を予防し健康づくりを推進する。 ・藤岡ふくしまつり - 主催…藤岡ふくしまつり実行委員会（市社会福祉協議会藤岡支所） - まつりに健康福祉課として参加している。 【都賀地域】 ・つが健康づくり21 - 目的…町民一人ひとりが健康づくりに心がけるとともに都賀町ぐるみで健康づくりに取り組むことにより生活習慣病（心疾患や脳血管疾患）の発症を予防する。 ・まるまるまるごとつがまつり - 主催…まるまるまるごとつがまつり実行委員会（産業振興課） - まつりに健康福祉課として参加している。 【西方地域】 ・計画未策定 ・いきいきふれあいまつり - 主催…いきいきふれあいまつり実行委員会（産業建設課） - まつりに健康福祉課として参加している。	岩舟町	

協議第 27 号

合併協定項目 25-17 ごみ収集運搬業務事業について

ごみ収集運搬業務事業について、協議を求める。

平成 24 年 7 月 20 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25-17 ごみ収集運搬業務事業
調整方針	ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成 27 年度までに再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-17		ごみ収集運搬業務事業		関係項目	
調整の方針		ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成27年度までに再編する。					
		現 況					
		栃 木 市				岩 舟 町	
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	【概要】	【概要】	具体的な調整内容
【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、市内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。	【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。	【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。	【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。	【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。	【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。	【概要】 一般廃棄物の処理計画に基づき、町内で排出される家庭系一般廃棄物等の収集運搬を業者委託の方法で、以下により行う。	合併時は現行のとおりとし、合併後、平成27年度までに再編する。 ※栃木市では、平成27年度までに再編すること、検討委員会を設置し検討を進めていることから、合併後は岩舟地域を含め、再編を進める。
【収集体制】 (箇所数：約2,500) ・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金、水・土)	【収集体制】 (箇所数：約380) ・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金、水・土)	【収集体制】 (箇所数：約300) ・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金)	【収集体制】 (箇所数：236) ・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金)	【収集体制】 (箇所数：93) ・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・金)	【収集体制】 (箇所数：156) ・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金、水・土)	【収集体制】 (箇所数：156) ・もやすごみ 収集頻度 週2回 (月・木、火・金、水・土)	
・プラスチック製容器包装ごみ (PETボトル、食品用トレイ) 収集頻度 月2回 ・資源ごみ (空カン・空ビン) 収集頻度 月2回	・プラスチック製容器包装ごみ (PETボトル、食品用トレイ) 収集頻度 月2回 ・資源ごみ (空カン・空ビン) 収集頻度 月2回	・プラスチック製容器包装ごみ (PETボトル、食品用トレイ) 収集頻度 月1回 ・資源ごみ (空カン・空ビン) 収集頻度 月1回	・プラスチック製容器包装ごみ (PETボトル、食品用トレイ) 収集頻度 月1回 ・資源ごみ (空カン・空ビン) 収集頻度 月1回	・プラスチック製容器包装ごみ (PETボトル、食品用トレイ) 収集頻度 月1回 ・資源ごみ (空カン・空ビン) 収集頻度 月1回	・プラスチック製容器包装ごみ (PETボトル、食品用トレイ) 収集頻度 3週に1回 ・資源ごみ (空カン・空ビン) 収集頻度 3週に1回	・プラスチック製容器包装ごみ (PETボトル、食品用トレイ) 収集頻度 3週に1回 ・資源ごみ (空カン・空ビン) 収集頻度 3週に1回	

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				岩 舟 町	
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	
・もやさないごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 月2回 ・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 月1回 ・粗大ごみ 収集頻度 平日 ・収集頻度 申込みの箇所数 あった世帯 - 手数料 条例の定めによる	・もやさないごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 月2回 ・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 月1回 ・粗大ごみ 収集頻度 月3回 ・収集頻度 申込みの箇所数 あった世帯 - 手数料 条例の定めによる	・もやさないごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 月2回 ・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 月2回 ・粗大ごみ 収集頻度 週1回 ・収集頻度 申込みの箇所数 あった世帯 - 手数料 条例の定めによる	・もやさないごみ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 月1回 ・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 月2回 ・粗大ごみ 収集頻度 月3回 ・収集頻度 申込みの箇所数 あった世帯 - 手数料 条例の定めによる	・もやさないごみ 収集頻度 3週に1回 ・有害ごみ（蛍光管、乾電池、体温計等） 収集頻度 年4回 ・紙類（新聞、雑誌、ダンボール等） 収集頻度 3週に1回 ・粗大ごみ 収集頻度 3月に1回 ・収集頻度 申込みのあった世帯箇所数 手数料 条例の定めによる	
【排出方法】 もやすごみ、空力 ン・空ビン、ペットボ トル・トレイは指定 袋、紙類は十文字に縛 って、それ以外につい ては透明か半透明の 袋を使用し、指定日、 指定場所に午前8時 までに排出する。	【排出方法】 もやすごみ、空力 ン・空ビン、ペットボ トル・トレイは指定 袋、紙類は十文字に縛 って、それ以外につい ては透明か半透明の 袋を使用し、指定日、 指定場所に午前8時 30分までに排出す る。	【排出方法】 もやすごみ、空力 ン・空ビン、ペットボ トル・トレイは指定 袋、紙類は十文字に縛 って、それ以外につい ては透明か半透明の 袋を使用し、指定日、 指定場所に午前8時 30分までに排出す る。	【排出方法】 もやすごみ、空力 ン・空ビン、ペットボ トル・トレイは指定 袋、紙類は十文字に縛 って、それ以外につい ては透明か半透明の 袋を使用し、指定日、 指定場所に午前8時 30分までに排出す る。	【排出方法】 もやすごみ、空力 ン・空ビン、ペットボ トル・トレイは指定 袋、紙類は十文字に縛 って、それ以外につい ては透明か半透明の 袋を使用し、指定日、 指定場所に午前8時 までに排出する。	【委託業者】 ・もやすごみ 栃木清掃サービス (株) (栃木市片柳町 2-32-4)
【委託業者】 ・もやすごみ 栃木清掃サービス (株) (栃木市片柳町 2-32-4)	【委託業者】 (有)大環舎 (大平町真弓1590)	【委託業者】 (有)イイヅカクリ ーンワークス (藤岡町大字大田和 246-2)	【労務委託】 ・もやすごみ等 一般社団法人 都賀町委託業務受 託センター (都賀町家中 672番地1)	【委託業者】 (有)栃北興業 (栃木市平柳町 1-5-12)	【委託業者】 (有)岩舟衛生社 (岩舟町新里1292-4)

現 況					岩 舟 町	具体的な調整内容
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
・古紙 (株)デーアールシー (栃木市平柳町 2-9-27) ・不燃ごみ (有) 栃木クリーン (栃木市泉川町 455-1) (有) 栃環 (栃木市野中町 66-1) ・粗大ごみ 栃木清掃サービス (株) (栃木市片柳町 2-32-4)	【委託料】 (平成 23 年度予算) 74,732 千円 【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の 1 市 2 町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋 (3 種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の 5 種を作成している。1 市 2 町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。	【委託料】 (平成 23 年度予算) 66,044 千円 【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の 1 市 2 町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋 (3 種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の 5 種を作成している。1 市 2 町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。	【委託料】 (平成 23 年度予算) 25,292 千円 【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の 1 市 2 町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋 (3 種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の 5 種を作成している。1 市 2 町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。	【委託料】 (平成 23 年度予算) 12,000 千円 【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の 1 市 2 町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋 (3 種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の 5 種を作成している。1 市 2 町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。		
【委託料】 (平成 23 年度予算) 225,262 千円 【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の 1 市 2 町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋 (3 種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の 5 種を作成している。1 市 2 町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。					【委託料】 (平成 23 年度予算) 42,922 千円 【指定ごみ袋】 栃木広域圏内の 1 市 2 町で共通の指定ごみ袋を導入している。もやすごみ専用袋 (3 種)、ペットボトル・食品用トレイ専用袋、空カン・空ビン専用袋の 5 種を作成している。1 市 2 町合同による入札を実施し、卸売販売業者を選定している。	

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				岩 舟 町	
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	
【古紙売払先】 栃木市資源回収事業協同組合 (栃木市平柳町2-9-27) 【古紙売払額】 (平成23年度決算額) 14,014,354 円 【特記事項】 平成17年度から、栃木地域内の小中学校で排出される給食の牛乳パックを市直営で回収し、資源化を図っている。	【古紙売払先】 【古紙売払先】 (有)味村武宝商店 (藤岡町大字都賀1215 (株)ワダ商事 (大平町西水代2525) 【古紙売払額】 (平成23年度決算額) 2,099,100 円	【古紙売払先】 (有)味村武宝商店 (藤岡町大字都賀1215 (株)ワダ商事 (大平町西水代2525) 【古紙売払額】 (平成23年度決算額) 1,604,180 円	【古紙売払先】 関口商事(株) (栃木市泉町21-9) 【古紙売払額】 (平成23年度決算額) 1,756,706 円	【古紙売払先】 関口商事(株) (栃木市泉町21-9) 【古紙売払額】 (平成23年度決算額) 743,098 円	
	【古紙売払先】 (株)ワダ商事 (大平町西水代2525-1) 【古紙売払額】 (平成23年度決算額) 2,099,100 円			【古紙売払先】 (株)ワダ商事 (大平町西水代2525-1) 【古紙売払額】 (平成23年度決算額) 446,090 円	

協議第 28 号

合併協定項目 25－18 環境対策事業について

環境対策事業について、協議を求める。

平成 24 年 7 月 20 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25－18 環境対策事業
調整方針	1 環境基本計画については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 墓園については、栃木市の例により合併時に統合する。 3 斎場については、栃木市（藤岡地域）の例により合併時に統合する。 4 環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-18 環境対策事業	関係項目	1 環境基本計画
調整の方針	環境基本計画については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現	況	具体的な調整内容
○環境基本計画 【目的】 平成23年4月に施行した環境基本条例等に基づき環境のまちづくりを進めるため、市民、事業者、市が一体となって、環境を保全し創造するための取組を総合的・計画的に推進を図るための指針として、環境基本計画を策定する。 【概要】 環境基本条例に掲げる基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱および目標などを定める。 【計画策定年度】 平成23年度・24年度	栃木市	岩舟町	環境基本計画について は、栃木市の例により合併時に統合する。 なお、数値目標や地域別計画については、改定により対応する。
○環境基本条例 【目的】 環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。 【概要】 良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める。 【施行】 平成23年4月1日 施行		岩舟町	環境基本条例 【目的】 環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。 【概要】 環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者、町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める。 【施行】 平成18年4月1日 施行

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-18 環境対策事業	関係項目	2 墓園の管理、運営
調整の方針	墓園については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現 況	岩 舟 町	具体的な調整内容
【概要】 ○管理、運営 使用者に良好な環境で墓園を利用してもらうため、園内の維持管理を行う。 除草、ごみの処理、清掃 樹木伐採、剪定 トイレ、階段等の墓地施設の修理 墓地の受付等を行う。 申し込みの受付、審査、許可証の発行、永代使用料・管理手数料の徴収 ○使用者の資格 栃木市に引き続き1年以上住所を有する者で、市内に墓所を有しない者 栃木市に土地、家屋又は3親等以内の親族を有する者で、市内に墓所を有しない者（栃木市 聖地公園及び栃木市都賀聖地公園墓地のみ） ・栃木市聖地公園 墓所数 2,282区画（内2,194区画が契約済み H24/4/1現在） 永代使用料 125,000円～610,000円 管理手数料 年間管理料 1,000円/m² ・栃木市藤岡中根墓地 墓所数 270区画（内238区画が契約済み H24/4/1現在） 永代使用料 215,000円 管理手数料 年間管理料 1区画当り 500円 ・栃木市藤岡太田墓地 墓所数 78区画（内53区画が契約済み H24/4/1現在） 永代使用料 215,000円 管理手数料 年間管理料 1区画当り 500円	該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。

現況	岩 舟 町	具体的な調整内容
栃木市 現況 ・栃木市都賀聖地公園墓地（全区画が契約済み） - 墓所数 521区画 - 永代使用料 10㎡ 380,000円 6㎡ 250,000円 - 管理手数料 年間管理料 10㎡ 5,000円 6㎡ 3,000円 ・栃木市西方菅ノ沢墓地 - 墓所数 10区画（内7区画が契約済み H24/4/1現在） - 永代使用料 200,000円 - 管理手数料 無料 ・栃木市東上林墓地 - 墓所数 25区画（全区画が契約済み） - 永代使用料 200,000円 - 管理手数料 無料		

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-18 環境対策事業		関係項目		3 斎場の管理、運営	
調整の方針				斎場については、栃木市（藤岡地域）の例により合併時に統合する。			
		現		況			
		栃 木 市		岩 舟 町			
○栃木市斎場				○佐野斎場		具体的な調整内容	
【目的・概要】 公衆衛生、公共の福祉の増進に資するため、指定管理者制度を導入し、栃木市斎場の管理運営を委託している。				【目的・概要】 公衆衛生、公共の福祉の増進に資するため、佐野地区衛生施設組合（佐野市、岩舟町、栃木市（藤岡地域）にて構成）で佐野斎場を維持管理し運営する。		栃木市（藤岡地域）の例により合併時に統合する。	
【火葬場使用料】 栃木市に住所を有する者 12歳以上 無 料 12歳未満 無 料 死産 無 料 胞衣 2,000円 栃木市に住所を有しない者 12歳以上 18,000円 12歳未満 13,000円 死産 7,000円 胞衣 2,000円				【火葬場使用料】 岩舟町に住所を有する者 12歳以上 無 料 12歳未満 無 料 死産 無 料 胞衣 無 料 岩舟町に住所を有しない者 12歳以上 20,000円 12歳未満 12,000円 死産 6,000円 胞衣 2,000円			
【待合室使用料】 栃木市に住所を有する者 和室(1室 2時間以内) 3,000円 ロビー 無 料 栃木市に住所を有しない者 和室(1室 2時間以内) 6,000円 ロビー 無 料				【待合室等使用料】 岩舟町に住所を有する者 待合室 3,000円 特別ホール 20,000円 岩舟町に住所を有しない者 待合室 6,000円 特別ホール 40,000円			

現 況		具 体的 な 調 整 内 容
栃 木 市	岩 舟 町	
【霊柩車使用料】 栃木市内 往路1回 4,500円 帰路1回 1,500円 栃木市外 往路1回 7,000円 （市役所を起点として、4kmを超える場合は、1kmを増すごとに600円を加算する。） 帰路1回 往路の半額 ※斎場使用料等については、市民生活課で徴収 ○佐野斎場 使用料について、佐野市、岩舟町、栃木市藤岡地域の方は、同額。 【平成23年度分担当金（藤岡地域負担額）】 斎場運営費 10,320千円	【霊柩車使用料】 岩舟町に住所を有する者 往復1回 5,000円 片道1回 2,500円 岩舟町に住所を有しない者 往復1回 10,000円 片道1回 5,000円 【平成23年度分担当金（岩舟町負担額）】 斎場運営費 9,533千円 ○栃木市斎場 市外の使用料が適用される。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-18 環境対策事業		関係項目	4 環境美化対策
環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。					
調整の方針					
現 況					
栃 木 市					
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩 舟 町
【概要】 栃木市ごみづくり条例に基づき、各種施策を実施する。	【概要】 大平町まちをきれいにする条例、大平町あき地の環境保全に関する条例に基づき、各種施策を実施する。	【概要】 藤岡町まちの環境美化条例に基づき、各種施策を実施する。	【概要】 都賀町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例、都賀町不法投棄防止条例に基づき、各種施策を実施する。	【概要】 西方町空き缶等の散乱防止に関する条例、西方町あき地の環境保全に関する条例に基づき、各種施策を実施する。	【概要】 岩舟町空き缶等の散乱防止に関する条例に基づき、各種施策を実施する。
【目的】 環境美化の推進に関し、市民、事業者、所有者等及び市の責務を定める。 環境美化意識の向上を図り、皆が協働して栃木市をごみのない美しいまちとす。	【目的】 この条例は、空き缶等のごみ及び粗大ごみの散乱を防止することに関し、町、町民等、事業者及び所有者等の責務、その他必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちをつくること。	【目的】 町民が、健康で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保する。	【目的】 この条例は、空き缶等のごみ及び粗大ごみの散乱を防止することに関し、町、町民等、事業者及び所有者等の責務、その他必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちをつくること。	【目的】 この条例は、町、町民等、事業者、町内の土地又は建物の所有者等が一体となって、空き缶等のポイ捨て防止に努めるとともに、地域における環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりを推進すること。	【目的】 町、町民等、業者、町内の土地又は建物の所有者等が一体となって、空き缶等のポイ捨て防止に努めるとともに、地域における環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりを推進すること。
合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。 ※栃木市では、暫定施行の条例を平成 24 年度中に再編する予定である。					

現 況						具体的な調整内容
栃 木 市					岩 舟 町	
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
【内容】 ・条例の実効性を高めるために、罰則（罰金）を設ける。 ・市民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。 ・空き地の管理について必要な事項を定める。	【内容】 ・市民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。 ・土地建物等の所有者の責務、ペットの飼育の責務を定める。 ・環境美化監視員の設置	【内容】 ・所有地管理苦情苦情の連絡により、現地を確認し、占有者を調査する。 占有者に、空地の管理について説明し、雑草の除去等所有地の管理をお願いする。 苦情者に報告する。 ・環境美化監視員の設置	【内容】 ・町民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。	【内容】 ・町民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。	【内容】 ・町民、事業者及び所有者等に地域の良好で快適な生活環境を確保するため、それぞれの責務を定める。 ・環境美化推進員（保健委員と同一人）の設置	
報償金 1,000 円／年						

協議第 29 号

合併協定項目 25－28 青少年健全育成事業について

青少年健全育成事業について、協議を求める。

平成 24 年 7 月 20 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25－28 青少年健全育成事業
調整方針	1 青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後再編する。 2 勤労青少年ホームについては、栃木市の例により合併時に統合する。 3 青少年問題協議会の運営については、栃木市の例により合併時に統合する。 4 青少年育成市民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 青少年健全育成事業	関係項目	1 青少年育成センター
調整の方針	青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後再編する。		
	現 況		具体的な調整内容
○目的 少年の総合的な相談及び補導活動・環境浄化活動を行うことにより、その健全な育成を図る。 ○事業内容 青少年相談員及び少年補導員は、相談業務、街頭補導(夜間補導含む)及び環境浄化活動等。 ・少年補導外9業務 ○組織構成 ・青少年育成センター長 1人 ・少年相談員 2人 ・青少年育成センター運営協議会委員 15人以内 ・少年補導員 100人以内 ○任期 ・青少年相談員・少年補導員 1年 ・運営協議会委員 2年	栃 木 市 該当なし	岩 舟 町	青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後再編する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25－28 青少年健全育成事業	関係項目	2 勤労青少年ホーム
調整の方針	勤労青少年ホームについては、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
○目的 勤労青少年の福祉の増進と健全育成を図る。 ○指定管理者 ・栃木勤労青少年ホーム 平成23年度から平成27年度まで ・大平勤労青少年ホーム 平成24年度から平成27年度まで ○登録者数等 ・栃木勤労青少年ホーム 登録者数 359人 利用者数 16,155人 ・大平勤労青少年ホーム 登録者数 302人 利用者数 6,382人 ○事業内容 ・資質の向上を目的とした教養、スポーツ講座の開催 講座数 ・レクリエーション、クラブ活動等の機会と場所の提供 ・悩み事、困り事等の相談 ・勤労青少年ホーム運営委員会の開催 運営委員会委員20人以内 ・若年者におけるフリーター等不安定就労者、失業者、無業者の職業意識の高揚、職業的自立支援 ・施設の維持管理	該当なし		
		具体的な調整内容 勤労青少年ホームについては、栃木市の例により合併時に統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28 青少年健全育成事業	関係項目	3 青少年問題協議会
調整の方針	青少年問題協議会の運営については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		岩 舟 町	
○目的 青少年に関係のある機関団体が相互に連絡し、青少年の保護及び環境の浄化を図り、青少年の健全育成と福祉の増進に寄与するため連絡調整を図る。 ○事業内容 ・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項を調査審議する。 ・青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関及び団体相互の連絡調整を図ること。 ・青少年の環境整備に関すること。 ・その他 ○組織構成 役 員：会長他4人 委 員：定数31人 理事等：20人 ○任期 2年		該当なし	
		栃木市の例により合併時に統合する。但し、合併前に青少年育成市民会議が設立した時には、協議会の存続を検討する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-28	青少年健全育成事業	関係項目	4	青少年育成市民会議
調整の方針	青少年育成市民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。				
現 況					
栃木地域 該当なし	大平地域 該当なし	藤岡地域 該当なし	都賀地域	西方地域	岩舟町
			○実施団体 都賀町のこどもを育む会 ○目的 青少年の健全育成に総ての町民が関心をもち、官民が一体となって、次代を担う心身ともに健全な青少年の育成を図る。 ○事業内容 4つの委員会を設置し、活動している。 ・社会を明るくする運動参加・協力 ・青少年健全育成に関する標語の募集・掲載 ・町内パトロール（夏休み、冬休み） ・つがの里山ふれあい塾 ・育む会だより（すこやか）等発行 ・先進地視察（東海村） ○組織構成 ・役員 会長他27人	○実施団体 にしかた子どもネットワーク ○目的 地域の青少年に関する団体や指導者との連携・協力を図りながら、町民総ぐるみで青少年健全育成の推進を図る。 ○事業内容 ・子どもたちの心を豊かにする活動「子ども夏まつり」 ・子どもたちを見守る活動「下校見守りボランティア」 ○組織構成 青少年関係機関・団体長により構成 ・推進委員29人 （内運営委員11人）	○実施団体 岩舟町青少年育成町民会議 ○目的 青少年の育成に町民すべてが関心をもち、町民が一体となって、次代を担う心身共に健全な青少年の育成を図る。 ○特徴 行政と密接な連携をもちながら、民間型の組織で、自主財源をもって、地域の力で子どもたちを支え、見守り、育てていく。 ○活動内容 主催事業 ・町ぐるみあいさつ・防犯運動 ・いわふね子どもふるさと検地in静和 ・ウォークラリー大会 ・子どものための体験セミナー ・広報紙「みんな」の発行（年2回） ・物品の貸出等 支援事業 地域への活動に対して人的・財政的支援、広報協力等を行う。 連携・協力事業 社会を明るくする運動推進大会 ○組織構成 ・構成委員 各世帯
			具体的な調整内容 合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。新市全体の市民会議設立後は、各地域の市民会議は、支部として活動を継続する。なお、栃木、大平、藤岡地域においても、現在支部設立に向けて準備を進めており、合併後速やかに再編する。		

協議第 3 0 号

合併協定項目 2 5 - 2 9 男女共同参画事業について

男女共同参画事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 7 月 2 0 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 9 男女共同参画事業
調整方針	男女共同参画計画については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25－29 男女共同参画事業	関係項目	男女共同参画計画
調整の方針	男女共同参画計画については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
現 栃 木 市		岩 舟 町	
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参画計画については、男女共同参画推進の取り組みを包括し、男女共同参画社会の実現を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。		
参考	男女共同参画計画については、男女共同参		